

研究上の不正行為の防止等について

国立環境研究所では、平成26年8月26日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等をふまえ、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」を策定し、研究上の不正行為防止のための取組及び特定不正行為に対する必要な措置を定めています。

また、上記規程に基づき、以下のとおり特定不正行為（ねつ造、改ざん及び盗用）に関する相談・告発窓口を設置しています。

【特定不正行為に関する相談・告発窓口】

名称：国立研究開発法人国立環境研究所企画部企画室

場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

電話番号：029-850-2303

ファクシミリ：029-851-2716

電子メール：kenkyu.fusei [at] nies.go.jp ※ [at] は@に置き換えてください。

※電話による受付時間は、平日 9時30分～12時00分

13時00分～17時30分 です

（相談・告発に関する留意事項）

- 告発は、原則として告発者の氏名（所属を含む。）、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した告発シートを、電子メール、書面、ファクシミリまたは面談で上記窓口に提出いただくか、告発シートの記載事項を電話で伝えることによって行うことができます。ただし、告発内容に誤解が生じないよう書面の作成をお願いする場合があります。
- 告発は、原則として、顕名かつ特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合のみ、受け付けます。
- 調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。
- 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等があり得ます。